

大分市自治基本条例検討委員会
第7回 市民参加・まちづくり部会

平成22年4月19日(月) 10時から
大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の検討について

(2) その他(次回開催日程等)

「市民参加・まちづくり部会」検討項目条文案(たたき台)の修正について

検討項目 : 市政への住民参画

【条文案(H22.3.31 提示)】

(市政への市民参画)

第 条 市は、市民参画に関する市民の権利を尊重しなければならない。

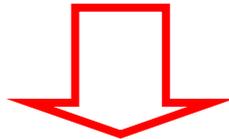
2 市は、市民参画に関する市民の権利が容易に行使されるようにするための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

【第6回部会(H22.3.31)での意見等(抜粋)】

- ・条文という重い雰囲気になるので、表現を軽くすることは出来ないか。
- ・条文を考える時は、法律的な作業となるので、ある程度硬い表現はやむを得ない部分では。
- ・この条例は、大人だけではなく青少年やその母親達も見るので、権利とか義務が表面に出てくると凄く強い感じがする。
- ・市民が主人公でなければならないということが一番大事と思うので、「市政への」と硬くなるので、「まちづくりへの」とした方が良いのでは。
- ・市民が見た時に、市の考え、検討委員の考え、条文作成時の考えが良く分かるような形のもののがベストでは。
- ・「市民」が主語の場合は、表現を優しく分かり易い言葉とし、「市」が主語の場合は、硬い表現でもはっきり分かる言葉が良いのでは。

【部会としてのご指示】

「重い・硬い」表現の部分を再検討し、併せて、「まちづくり」という視点を盛り込むことについても検討すること。



【条文案(H22.4.19 修正版)】

(まちづくりへの市民参画)

第 条 市は、市民がまちづくりに参画する機会を確保しなければならない。

2 市は、市民がまちづくりに参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

【修正版における考え方等】

「市政への市民参画」という表現を分かり易く(優しく)するため、「まちづくりへの市民参画」と表記しました。

第1項の修正については、「市民の権利の尊重」という表現を分かり易く(優しく)かつ市として実行(担保)できる内容とするため、「まちづくりに参画する機会を確保」と表記しました。

(事務局としましては、市として、「市民参画」自体は確保できないが、その「機会」については確保すべき、確保できるものと考えました)

第2項の修正は、「市民の権利が容易に行使」という部分を、「まちづくり」の表記に踏めることとしました。

(「参画する権利」に関しては、市民部会における検討項目「市民の権利」において、「市民は、まちづくりに参画することができる」を規定する予定となっています)

【修正版における課題等】

「まちづくり」の定義付けについて、どうするか？

(事務局としましては、定義付けが必要と考えています)

市民を主語(市民側の視点)とした条文を追加する必要があるかどうか？

検討項目：住民の意思の表明（パブリックコメント）

【条文案（H22.3.31 提示）】

（パブリックコメント）

第 条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表し、広く市民の意見を求めなければならない。

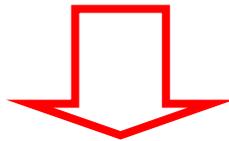
2 市は、前項の規定に基づき市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

【第6回部会（H22.3.31）での意見等（抜粋）】

- ・ 条文というよりは、このパブリックコメントの制度をきちんと運用するという姿勢が大事になってくるのでは。
- ・ 寄せられた色々な意見を、どう適切に汲み取るのかということに凄く重点を置かないといけないのでは。
- ・ 条文として規定する上で、色々な市民の意見を聴取する方法がパブリックコメントという制度だけで良いのか。
- ・ このパブリックコメントという制度は、市民が意見を言える、門戸が開かれているという意味からも重要ではないか。
- ・ このパブリックコメントという制度は、重要な政策に関して、市民の意見を聴取する機会を担保することになるのでは。
- ・ 要は、プロセスが大事であって、あらゆる手段を使ってどう市民の意見を聴取するかということでは。

【部会としてのご指示】

市民意見聴取の方法について、パブリックコメントだけに限定せず、他の手法を盛り込むことについても検討すること。



【条文案（H22.4.19 修正版）】

（市民意見の聴取）

第 条 市は、重要な政策等の策定に当たっては、市民意見公募の手続きを実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市は、前項の規定に基づき市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市は、第1項の市民意見公募手続きを実施するほか、市民意見の聴取に努めなければならない。

【修正版における考え方等】

「パブリックコメント」以外の手法を含めるため、「市民意見の聴取」と表記しました。

第1項の修正は、パブリックコメントのみの規定に修正しました。

（パブリックコメントのことを、第1項、第2項にて整理しました）

新たに第3項として、市民意見公募（パブリックコメント）以外にも市民意見を聴取することを、市の努力義務として規定しました。

（事務局としましては、「あらゆる手段」と表記するとあまりにもその手段・方法が広がりすぎるのではと考え、「市民意見公募手続きを実施するほか」と表記しました）

【修正版における課題等】

市民の意思の表明方法について、パブリックコメント以外の部分は「検討項目：情報共有・説明責任」における「市民からの政策等に関する意見、要望、苦情等」に含めることは可能か？

（事務局としましては、市政運営部会に検討項目として「市民提案」という項目もありますので、これらのことを踏まえ、ご議論をお願いします）